

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「牛井抜きでも半年か 1 年もあれば、業界のアベレージ並みの利益は出せる」。吉野家の元社長の安部修仁は BSE 問題で牛井販売停止を決断した時も厳しい環境の中でも成果ははずれ出せるという確信を持っていました。

変えてはいけない本質を守り、組織が一定のビジョンの下、同じ方向に進んで行けば必ず変化が起こります。成功まで残り数メートルなのに方向を変えてしまうことがあります。最大の原因は不安に負ける自分の心にあります。広島カープファンは 25 年待ち続けました。

私の書棚より

○成功の 5 原則とは、ロマン（志）、ビジョン（中長期計画）、意欲、執念、好奇心の 5 つです。これを持てば、私のような落ちこぼれでも成功できるのです。

○常にビジョンから逆算して、目の前の目標を立て、「目標をクリアするためには今をどう過ごすべきか」と考えるようになれば、無意味な時間を過ごすことはなくなります。

「ニトリ成功の 5 原則」
似鳥昭雄著 朝日新聞出版

税務アンテナ

□商品券、ギフト券、旅行券のほか野球観戦チケットやプリペイドカードの譲渡は、物品切手等の譲渡として消費税は非課税とされています。

物品切手等とは、物品をもらう権利を表した証書、あるいは役務の提供を受ける権利を表した証書をいいます。物品切手等を購入した時点では消費税は非課税となりますが、これらを使用して物品の購入又は役務の提供を受けた時に課税となります。

贈答品として購入したチケットを取引先に譲渡した場合には交際費等となり、消費税は非課税となりますが、譲渡せずに使用した場合には課税となります。

□法人が支払う謝礼金が交際費等に該当しないとされる情報提供料として扱われるためには①金品の交付があらかじめ締結された契約に基づき、②提供を受ける役務の内容が契約により具体的に明らかにされており、③交付した金品が提供を受けた役務の内容に照らし相当な額である場合に限り、認められます。

また、文書でなく、ポスター等で掲示したり、チラシ等による広告もあらかじめ締結された契約に該当します。

ただし、取引先、仕入先の従業員に対する金品等は、交際費等に該当します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10 日	○ 9 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11 日)
31 日	○ 8 月決算法人の確定申告 ○ 29 年 2 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 11 月、29 年 2 月、5 月決算法人の消費税中間申告

31 日	○ 10 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
------	-----------------------------